

**弾道ミサイルから身を守るために！** 問総務課 ☎ 6703

弾道ミサイルの発射により、青森県内に影響があると判断された場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）から緊急速報メール、エリアメールが配信されます。

（一部の機種や格安スマートフォンなどでは受信できない場合があります。その場合は、駒らんメールやYAHOO!などが提供する防災アプリを登録することで同様の情報が入手可能です。）

弾道ミサイルは、発射から極めて短い時間で到達しますので、状況に応じて次の適切な行動をとってください。

**ミサイル発射の情報が伝達されたとき**

- ①屋外にいる場合 … 直ちに近くの建物など（できれば頑丈な建物や地下街など）に避難してください。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。
- ②屋内にいる場合 … できるだけ窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。
- ③自動車などを運転している場合 … 出来る限り道路外の場所に車両を止め、①と同様の対応をしてください。

**弾道ミサイルが近くに落下したとき**

- ①屋外にいる場合 … 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内もしくは風上へ移動してください。
- ②屋内にいる場合 … 換気扇を止め、窓を閉めてください。室内を密閉するため、目張りを行ってください。

「弾道ミサイルから身を守るため」についての詳細は、内閣官房国民保護ポータルサイト内の関連ページ（[http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryu/hogo\\_manual.html](http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryu/hogo_manual.html)）をご覧ください。

**市役所代表**

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

**◆お知らせの表記**

問…問い合わせ先

申…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。



身体障害者巡回診査および更生相談を実施します

とき 7月5日(水)

▼受付 午前9時～11時

▼診査 午前9時30分～正午

ところ 南公民館

持ち物 印鑑、身体障害者手帳（お持ちの人）

対象 次に該当する肢体不自由の人

▼身体障害者手帳（以下「手帳」）

の交付を受けるため診査を必要とする人

▼手帳の再認定を必要とされた人

▼手帳の障害程度・等級に変更がある人

▼補装具の交付・再交付または修理を必要とする人

▼生活・医療の相談を希望する人対象にならない人

▼脳血管障害（脳卒中・脳梗塞など）

発症後3カ月未満の人

▼電動車いす、座位保持装置、特例補装具の処方を要する人

▼義肢・装具および車いすについて複雑な処方を要する人

※症状によってその場で判定が困難な場合は、指定医師のいる医療機関を利用していただくことがあります。

問生活福祉課 ☎ 6718

**国民年金受給者が死亡した時は忘れずに届出してください**

年金を受給している人が亡くなったとき、遺族の人は「年金受給権者死亡届」を提出してください。この届出が遅れると、年金を返納していただく場合がありますのでご注意ください。

なお、亡くなられた人がまだ受け取っていない年金がある場合、死亡

当時その人と生計を同じくしていた

①配偶者②子③父母④孫⑤祖父

⑥兄弟姉妹⑦その他③親等内の親族の順で、請求できる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

問市民課 ☎ 6753

八戸年金事務所

☎ 0178・43・7368

**6月4日(日)から10日(土)までは、『危険物安全週間』です**

ガソリンや灯油、軽油などの危険物は、貯蔵や取り扱う際の一瞬の油断が大きな災害につながります。ガソリンや灯油、軽油の携行缶についての注意事項を今一度確認しましょう。

詳しい注意事項については、十和田地域広域事務組合消防本部のホームページをご覧ください。

問十和田地域広域事務組合消防本部

予防課 ☎ 4113

**夏季における市職員の服装**

9月末日まで「夏季の軽装期間」として、暑さをしのぎやすい服装で仕事をします。市民の皆さんのご理解をお願いします。

問人事課 ☎ 6705